

阿見町地域防災計画

【風水害編】

【風水害編】目 次

第1章 災害予防計画

第1節 治水計画	1
第1 外水氾濫対策	1
第2 内水氾濫対策	2
第2節 土砂災害防止計画	3
第1 土砂災害危険箇所の把握	3
第2 土砂災害防止対策等の推進	3
第3 警戒・避難、二次災害防止体制の整備	3
第3節 交通計画	5
第4節 都市計画	6
第5節 文教計画	7
第6節 農地農業計画	8
第1 農地計画	8
第2 農業計画	8
第7節 情報通信設備等の整備計画	9
第1 情報通信設備の整備	9
第2 防災情報システムの整備	9
第3 アマチュア無線ボランティアの確保	9
第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画	10
第9節 防災知識の普及	11
第1 一般住民向けの防災教育	11
第2 児童生徒等に対する防災教育	11
第3 防災対策要員に対する防災教育	12
第10節 防災訓練	13
第1 総合防災訓練への参加	13
第2 個別防災訓練の実施	13
第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	13
第11節 防災組織等の活動体制整備	14
第1 自主防災組織の育成・連携	14
第2 事業所防災体制の強化	14
第3 ボランティア組織の育成・連携	14
第12節 要配慮者安全確保のための備え	15
第1 社会福祉施設等の安全体制の確保	15
第2 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保	15
第3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保	15
第4 外国人に対する防災体制の充実	15

第2章 災害応急対策計画

第1節 阿見町の災害対策組織	16
第2節 町職員の動員	18
第3節 気象情報等の収集・伝達	19

第1 気象情報等の監視	19
第2 警報等の伝達	24
第3 通報等の伝達	26
第4節 災害情報の収集・伝達	27
第1 被害情報の収集・調査・報告	27
第2 情報のとりまとめ	27
第3 茨城県等への報告	27
第4 被災者台帳の作成	28
第5節 通信体制の確立	29
第6節 災害時の広報	30
第1 広報体制の確立	30
第2 報道機関への対応	31
第7節 救助・救急活動	32
第1 救助・救急活動	32
第2 消防応援	32
第8節 水防活動	33
第9節 災害警備	34
第10節 交通対策	35
第1 交通規制	35
第2 道路の応急対策	36
第11節 避難対策	37
第1 避難指示等	37
第2 警戒区域の設定	39
第3 避難の誘導	39
第4 避難所の開設	39
第5 避難所の運営	39
第6 在宅避難者等への対応	39
第7 避難所の閉鎖	39
第12節 食料の供給	40
第13節 生活必需品の供給	40
第14節 応急給水	40
第15節 要配慮者の安全確保対策	41
第16節 建築物等の応急対策	42
第1 被災宅地の応急危険度判定	42
第2 住宅の応急修理	42
第3 応急仮設住宅の建設	42
第17節 応急医療	42
第18節 防疫	43
第19節 清掃対策	43
第1 ごみ処理	43
第2 し尿処理	43
第20節 行方不明者の捜索・遺体の処理	44
第21節 障害物の除去	44
第22節 緊急輸送	44

第23節 環境保全・動物対策	45
第1 環境保全対策	45
第2 動物対策	45
第24節 応急教育・応急保育	46
第1 児童生徒等の安全確保	46
第2 応急教育	46
第3 応急保育	46
第25節 自衛隊の派遣要請・受入	47
第26節 防災関係機関等への応援要請・受入れ	47
第27節 農地・農業応急対策	48
第1 農地	48
第2 農業	48
第28節 ライフライン施設の応急復旧	49
第1 上水道施設の応急復旧	49
第2 下水道施設の応急復旧	49
第3 電力施設の応急復旧	50
第4 電話施設の応急復旧	50
第29節 災害ボランティア活動の支援	52
第30節 被災者ニーズの把握・災害相談対応	52
第31節 災害救助法関連業務	52

第3章 災害予防計画

第4章 火山噴火降灰対策計画

第1節 災害予防	53
第1 火山噴火降灰による被害想定	53
第2 火山に関する情報等	56
第3 火防災知識の普及等	58
第2節 災害応急対策	59
第1 降灰対策における留意すべき事項等	59

【風水害編】

第 1 章 災害予防計画

第1節 治水計画

第1 外水氾濫対策

実施担当	町民生活部、産業建設部、竜ヶ崎工事事務所、土浦土木事務所、霞ヶ浦河川事務所
------	---------------------------------------

1. 浸水想定区域における避難確保措置

町は、新たな浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、水位等の伝達方法、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項及び要配慮者が利用する施設がある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本計画編の災害応急対策計画又は資料編に定めるとともに、必要に応じて避難指示等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、浸水想定区域が指定された区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、町広報紙、ハザードマップ等により住民へ周知する。

【資料編 災害危険区域一覧】

【資料編 要配慮者利用施設一覧】

2. 避難確保計画の作成指導等

町は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下施設が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

また、浸水想定区域内に次の施設がある場合には、水防法第15条の2～4の規定により、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料編に定めるとともに、施設の管理者・所有者に対して同法に基づく対策の実施を促進する。

施設の種類	施設管理者等の対策
避難行動要支援者が利用する施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者・管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画の作成及び当該計画で定める避難訓練を実施する。また、自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を町長に報告する。
大規模な工場等で、町の条例（※）で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの。 ※水防法施行規則の基準（延べ面積が1万平方メートル以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。	大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を町長に報告する。

3. 水害リスク情報の周知

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者からの情報提供や助言等により過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等に周知する。

4. 大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進等

各減災対策協議会は、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を一体的に行うために定めた減災に係る取組方針（下記参照）に基づく取組を推進する。

- (1) 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」
- (2) 茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会「茨城県管理河川県南（土浦）ブロックの減災に係る取組方針」
- (3) 茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会「茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロックの減災に係る取組方針」

第2 内水氾濫対策

実施担当	産業建設部
------	-------

町（産業建設部）は、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、水路、下水道等の整備を推進する。

また、町（産業建設部）は、内水ハザードマップを活用し、内水による浸水リスクについて住民へ周知するとともに、適切な避難行動の促進に努める。

第2節 土砂災害防止計画

第1 土砂災害危険箇所の把握

実施担当	町民生活部、稲敷広域消防本部、竜ヶ崎工事事務所、自主防災組織
------	--------------------------------

1. 斜面造成宅地の危険箇所の指定等

県は、災害のおそれがある大規模な造成宅地の位置及び規模等を特定し、必要に応じて、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定を推進する。

2. 土砂災害警戒区域の周知等

町（町民生活部）は、土砂災害防止法に基づいて作成した土砂災害ハザードマップを住民に周知する。

また、国土交通省令により、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

【資料編 災害危険区域一覧】

3. 危険箇所のパトロール

町（町民生活部）、稲敷広域消防本部は、県や自主防災組織等と連携して、出水期を中心に、土砂災害危険箇所等を点検して、地表や擁壁の状態等を把握し、必要な対策を講じる。

第2 土砂災害防止対策等の推進

実施担当	産業建設部、県
------	---------

1. 防災工事の促進等

県は町と協力し、土砂災害危険箇所について、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を推進し、急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定及び土砂災害防止措置等を推進する。

2. 特定開発行為の制限等

県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定開発行為の許可制、建築物の構造等の規制、必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

【資料編 阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則】

第3 警戒・避難、二次災害防止体制の整備

実施担当	町民生活部、産業建設部
------	-------------

1. 警戒避難体制の強化

町（町民生活部）は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が新たに指定された場合には、土

第2節 土砂災害防止計画

砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を、本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難指示等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、同区域内に、要配慮者利用施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料編に定める。また、施設の管理者・所有者に対して土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等を促し、計画に基づく訓練の実施状況等を定期的に確認する。

【資料編 災害危険区域一覧】

2. 斜面判定士の受入れ体制整備等

町（産業建設部）は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として近年制度化された、砂防ボランティアの派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

3. 被災宅地応急危険度判定制度の活用

町（産業建設部）は、斜面造成宅地の崩壊による二次災害を防止・軽減するための専門家として近年制度化された、被災宅地応急危険度判定士の育成に協力するとともに、派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

第3節 交通計画

実施担当	産業建設部、竜ヶ崎工事事務所
------	----------------

1. 道路建設上配慮すべき事項

- (1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- (2) 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の上昇に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断こう配、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配をとる。
- (4) 路側、横断構造物、切土部において法面が大きく崩れるおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- (6) 排水側溝、路面水を速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠設備等を施す。

2. 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

3. 雪害予防対策

各道路管理者は建設業界と連携し、大雪時における道路の通行障害の除去や安全対策を円滑に行うため、次の対策の実施に努める。

- (1) 凍結防止剤、融雪剤等の備蓄又は調達体制の整備
- (2) 除雪用の車両、要員、資機材等の確保及び運用体制の整備
- (3) 倒木等による道路障害を防止するため、周辺樹木の所有者への伐採等の要請

第4節 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施する。

実施担当	産業建設部
------	-------

1. 「整備、開発及び保全の方針」の充実

町は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、特に、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

2. 防火地域及び準防火地域の指定

地震災害編・第1章・第2節・第2・2「(1) 防火・準防火地域の指定」(地震-15)に準ずる。

3. 建築基準法第22条に基づく区域指定

地震災害編・第1章・第2節・第2・2「(2) 屋根不燃化区域の指定」(地震-15)に準ずる。

4. 都市計画事業の推進

町は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、都市計画事業を推進する。

第5節 文教計画

教育委員会は、学校長、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

実施担当	教育委員会、学校長
------	-----------

1. 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 町は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識と技能の習得及び向上に努める。
- (3) 町は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2. 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3. 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

教育委員会は、災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4. 学校等施設・設備の災害予防措置

教育委員会は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次のことを実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成の際は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5. 文化財保護

町は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6節 農地農業計画

第1 農地計画

実施担当	産業建設部、県南農林事務所
------	---------------

1. ため池等整備事業

町は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を推進する。

2. 湛水防除事業

県は、既存の用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3. 地盤沈下対策事業

県は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために用排水施設の新設又は改修を行う。

第2 農業計画

実施担当	産業建設部、県南農林事務所、水郷つくば農業協同組合
------	---------------------------

1. 情報対策等

(1) 気象警報等の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象警報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業保険の普及

農作物被害による損失に備えて、農業保険法に基づく農業保険への加入を促進する。

2. 資材の確保

県及び農業協同組合は、次の対策を推進する。

(1) 防除器具の整備

県等有する病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生時に薬剤等が迅速に確保されるよう、全農いばらき等への備蓄を推進する。

第7節 情報通信設備等の整備計画

第1 情報通信設備の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

情報通信設備の設置者は、風水害によるシステムの被害防止や迅速なシステムの復旧に備えて、システムの防災対策を十分に行う。

第2 防災情報システムの整備

実施担当	町民生活部
------	-------

地震災害編・第1章・第1節・第4「2. 防災情報システムの整備」(地震-7)に準ずる。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

実施担当	町民生活部
------	-------

地震災害編・第1章・第1節・第4「3. アマチュア無線ボランティアの確保等」(地震-8)に準ずる。

第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

町、県、国及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、定期点検を確実に行う。

第9節 防災知識の普及

第1 一般住民向けの防災教育

実施担当	町民生活部、県、防災関係機関
------	----------------

町、県、防災関係機関は、広報メディア等を活用した広報、教育活動を行い、一般向けの防災教育を推進する。なお、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。

1. 普及すべき防災知識の内容

- (1) 風水害時の危険性
- (2) 家庭での予防・安全対策
- (3) 注意報・警報・特別警報発表時にとるべき行動
- (4) 避難場所等の位置や避難所での行動
- (5) 避難情報や5段階の警戒レベルの意味
- (6) 自らの命は自ら守る意識や行動、早期避難の重要性
- (7) 河川近傍や浸水深が大きい「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難
浸水深や浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (9) 自主防災組織等地域での防災活動
- (10) 避難行動要支援者への支援協力
- (11) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (12) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる。）
- (13) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

2. 普及啓発手段

地震災害編・第1章・第4節・第1・1「(2) 普及啓発手段」(地震-40)に準ずる。

その他、県、町、防災関係機関は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、河川の注意すべき箇所を水害危険度マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

第2 児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会、県
------	---------

地震災害編・第1章・第4節・第1「2. 児童生徒等に対する防災教育」(地震-40)に準ずる。

第3 防災対策要員に対する防災教育

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第1章・第4節・第1「3. 防災対策要員に対する防災教育」(地震-40)に準ずる。

第10節 防災訓練

第1 総合防災訓練への参加

実施担当	各部、防災関係機関、住民、事業所
------	------------------

地震災害編・第1章・第4節・第2「1. 総合防災訓練」(地震-42)に準ずる。

第2 個別防災訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1. 避難訓練

地震災害編・第1章・第4節・第2・2「(1) 避難訓練」(地震-42)に準ずる。

2. 非常参集訓練

地震災害編・第1章・第4節・第2・2「(2) 非常参集訓練」(地震-42)に準ずる。

3. 通信訓練

地震災害編・第1章・第4節・第2・2「(3) 通信訓練」(地震-42)に準ずる。

4. 水防訓練

町は、洪水が予想される時期の前に、重要水防箇所のある地区で水防活動を訓練する。
実施にあたっては、関係機関と緊密に連絡する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

実施担当	稲敷広域消防本部、防災関係機関、自主防災組織、住民、事業所
------	-------------------------------

地震災害編・第1章・第4節・第2「3. 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」(地震-43)に準ずる。

第 1 1 節 防災組織等の活動体制整備

第 1 自主防災組織の育成・連携

実施担当	町民生活部
------	-------

地震災害編・第 1 章・第 1 節・第 3 「1. 自主防災組織の育成・連携」(地震-4) に準ずる。

第 2 事業所防災体制の強化

実施担当	産業建設部、町民生活部、県、阿見町商工会、事業所
------	--------------------------

地震災害編・第 1 章・第 1 節・第 3 「2. 企業防災の推進」(地震-5) に準ずる。

第 3 ボランティア組織の育成・連携

実施担当	阿見町社会福祉協議会、保健福祉部、教育委員会
------	------------------------

地震災害編・第 1 章・第 1 節・第 3 「3. ボランティア組織の育成・連携」(地震-5) に準ずる。

第 1 2 節 要配慮者安全確保のための備え

第 1 社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	町民生活部、保健福祉部、県、社会福祉施設等の管理者
------	---------------------------

地震災害編・第 1 章・第 3 節・第 5 「1. 社会福祉施設等の安全体制の確保」(地震-33) に準ずる。

第 2 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保

実施担当	町民生活部、保健福祉部、消防団、県、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、阿見町社会福祉協議会、介護サービス事業者
------	---

地震災害編・第 1 章・第 3 節・第 5 「2. 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保」(地震-34) に準ずる。

第 3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

実施担当	町民生活部、保健福祉部、県
------	---------------

地震災害編・第 1 章・第 3 節・第 5 「3. 要配慮者の避難所等における支援体制の確保」(地震-34) に準ずる。

第 4 外国人に対する防災体制の充実

実施担当	町民生活部、県、県国際交流協会、町国際交流協会
------	-------------------------

地震災害編・第 1 章・第 3 節・第 5 「4. 外国人に対する防災体制の充実」(地震-35) に準ずる。

【風水害編】

第2章 災害応急対策計画

第1節 阿見町の災害対策組織

町及びその他の防災関係機関は、町域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策（警戒）本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

1. 阿見町警戒本部の設置等

実施担当	本部班
------	-----

(1) 設置・廃止の判断、通知等

- 1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町民生活部長が設置又は廃止を判断する。
- 2) 各部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。

阿見町警戒本部（風水害）の設置、廃止基準

設置基準	① 災害発生の前兆があるとき ② 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき ③ その他、町民生活部長が必要と認めたとき。
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めたとき

(2) その他

本部設置等の通知、本部室等の設置、職員の配置、本部の組織、本部員会議等については、地震災害編・第2章・第1節「第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営」（地震-48）に準ずる。

2. 阿見町災害対策本部の設置等

実施担当	各班
------	----

(1) 設置・廃止の判断、通知等

- 1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。
ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③町民生活部長の順に代決する。
- 2) 各部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。

阿見町災害対策本部（風水害）の設置、廃止基準

設置基準	① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準に該当するとき。 ② その他、町長が必要と認めたとき。
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき

第 1 節 阿見町の災害対策組織

(2) その他

本部設置等の通知、本部室等の設置、職員の配置、本部の組織、本部員会議、本部の標識、情報連絡系統、現地災害対策本部等については、地震災害編・第 2 章・第 1 節・第 2 「2. 阿見町災害対策本部の設置等」(地震-50) に準ずる。

第2節 町職員の動員

町及び各機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。

実施担当	各班
------	----

風水害が発生するおそれがあるときは、関連情報等に基づき、次の配備体制をとる。

風水害時の配備基準

種別	配 備 基 準	配備職員	設置本部
注 意 配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (2) その他町民生活部長が必要と認めたとき。	・防災危機管理課の職員	—
警 戒 配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (2) 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき。 (3) その他町民生活部長が必要と認めたとき。	(注意配備体制に加え) ・町長、副町長、教育長、各部長 ・各部長が指名する職員	警戒本部
第1非常 配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (2) 高齢者等避難の発表基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	(警戒配備体制に加え) ・課長等 ・各課長等が指名する職員	災害対策本部
第2非常 配備体制	(1) 中規模の被害が予想されるとき。 (2) 今後、避難指示発令が予想されるとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	(第1非常配備体制に加え) ・係長以上 ・各課長等が指名する職員	災害対策本部
第3非常 配備体制	(1) 大規模な被害が予想されるとき。 (2) 避難指示の発令基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	・全 職 員	災害対策本部

(注) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準は、第11節 第1「避難指示等」(風水害-37)を参照のこと。

その他、配備体制の決定、動員・参集、参集場所、参集時の留意事項、参集報告、職員の服務については、地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」(地震-45)に準ずる。

第3節 気象情報等の収集・伝達

応急対策を実施していく上で不可欠な、気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達・報告する。

第1 気象情報等の監視

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、防災関係機関
------	---------------------

町及び防災関係機関は、気象情報、河川情報、警報の発表等を、県防災情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視し、状況の把握及び予測を行う。

1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2. 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準

特別警報・警報・注意報の種類		発表基準等
特別警報	<u>レベル5</u> 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により <u>浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する</u> 大雨が予想される場合に発表される。 <u>表面雨量指数が71</u>
	<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなる</u> ことが予想される場合に発表される。
	<u>レベル5</u> <u>土砂災害特別警報</u>	<u>台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する</u> 大雨が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。

第3節 気象情報等の収集・伝達

危険 警報	<u>レベル4 大雨危険警報</u>	<u>表面雨量指数がレベル4大雨危険警報の対象となる1km格子において、レベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル4大雨危険警報の対象となる河川の1km格子において、レベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u> 表面雨量指数が47
	<u>レベル4 氾濫危険警報</u>	<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合に発表される。</u>
	<u>レベル4 土砂災害危険警報</u>	<u>60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合）に発表される。</u>
警報	<u>レベル3 大雨警報</u>	<u>表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u> 表面雨量指数が20
	<u>レベル3 氾濫警報</u>	<u>氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合や避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。</u> 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	<u>レベル3 土砂災害警報</u>	<u>60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合）に発表される。</u>
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速が20m/s以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 平均風速が20m/sで雪を伴う
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間降雪の深さ10cm以上
注意報	<u>レベル2 大雨注意報</u>	<u>表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 表面雨量指数が9
	<u>レベル2 氾濫注意報</u>	<u>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

第3節 気象情報等の収集・伝達

注意報	<u>レベル2 土砂災害注意報</u>	<u>60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。</u>
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速が12m/s以上
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が12m/s 雪を伴う
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間降雪の深さ5cm

※ 表面雨量指数、流域雨量指数、複合基準及び土壌雨量指数の基準値は気象庁が公表する基準によるものとする。

3. キキクル（危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされ

第3節 気象情報等の収集・伝達

	る警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>大雨キキクル</u>	<u>大河川を除く河川の氾濫に関する危険度（洪水キキクル）と浸水に関する危険度（浸水キキクル）を重ねて表示し、大雨による危険度を一体的に確認できる情報である。</u>
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

4. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、茨城県南部を対象に、2日先から5日先にかけては日単位で、茨城県を対象に発表される。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5. 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

警報・注意報の発表に先立ち、明日までの気象の見通しを3時間ごとに時系列で表示する予測情報である。警報・注意報の発表の有無にかかわらず常時提供され、危険度の高まりを事前に把握し、防災対応や避難行動の判断に活用する。原則として5時、11時、17時及び23時に更新される。

6. 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

7. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、茨城県と水戸地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

第3節 気象情報等の収集・伝達

で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

8. 記録的短時間大雨情報

阿見町に大雨警報発表中で、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測又は解析されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

9. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、茨城県南部を対象として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が茨城県南部を対象に発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

10. 線状降水帯に関する情報

線状降水帯による大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性がある場合には、半日程度前から「線状降水帯半日前予測」を発表し、線状降水帯が発生する危険性が高まった場合には、発生の2～3時間前を目標に「線状降水帯直前予測」を発表する。また、線状降水帯が発生した場合には、「顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯発生情報）」を発表し、土砂災害や浸水害、洪水害による災害発生の危険度が急激に高まっていることを知らせる。

11. 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。霞ヶ浦・北浦については、霞ヶ浦河川事務所と水戸地方气象台が合同で、利根川水系桜川については、茨城県と水戸地方气象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の標題と概要

標 題	概 要
<u>〇〇川</u> <u>レベル5</u> <u>氾濫特別</u> <u>警報</u>	<u>氾濫による著しい危険が切迫している（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）、氾濫が発生した、氾濫が継続しているときに発表される。</u> 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
<u>〇〇川</u> <u>レベル4</u> <u>氾濫危険</u> <u>警報</u>	<u>急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
<u>〇〇川</u> <u>レベル3</u>	<u>一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u>

第3節 気象情報等の収集・伝達

<u>氾濫警報</u>	<u>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
<u>〇〇川</u> <u>レベル2</u> <u>氾濫注意報</u>	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

霞ヶ浦・北浦洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦・北浦	出島	かすみがうら市	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85

利根川水系桜川洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川水系桜川	利根川水系桜川	桜橋(田土部)	土浦市	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66

1.2. 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに水戸地方気象台が茨城県知事に対して通報し、茨城県を通じて阿見町や稲敷広域消防本部に伝達される。

1.3. 林野火災注意報・林野火災警報

稲敷広域消防本部が、空気の乾燥や強風などにより林野火災の危険性が高まった場合に発令する情報。危険性に応じて、火気の使用等への注意喚起や火の使用制限を行う。

第2 警報等の伝達

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

1. 気象警報・注意報

阿見町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、町民生活部長又は防災危機管理課長は、速やかに町長、副町長及び各部長にその旨を伝達する。

第3節 気象情報等の収集・伝達

(1) 住民への伝達

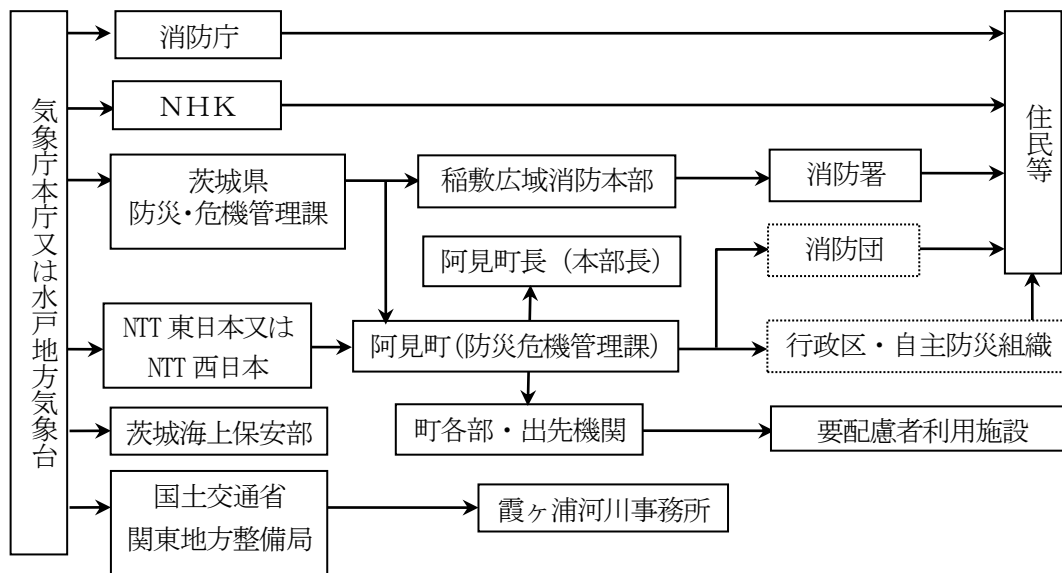
町は、状況に応じて広報車の巡回等によりその旨を広報する。なお、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等を活用し、避難情報を併せて速やかに住民等に伝達する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて行政区・自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

その他、大雪警報が発表された場合は、状況に応じて積雪、凍結、落雪等による被害に注意するよう呼びかける。

(2) 学校、社会福祉施設等への伝達

各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校への伝達を、福祉班は社会福祉施設への伝達を行う。



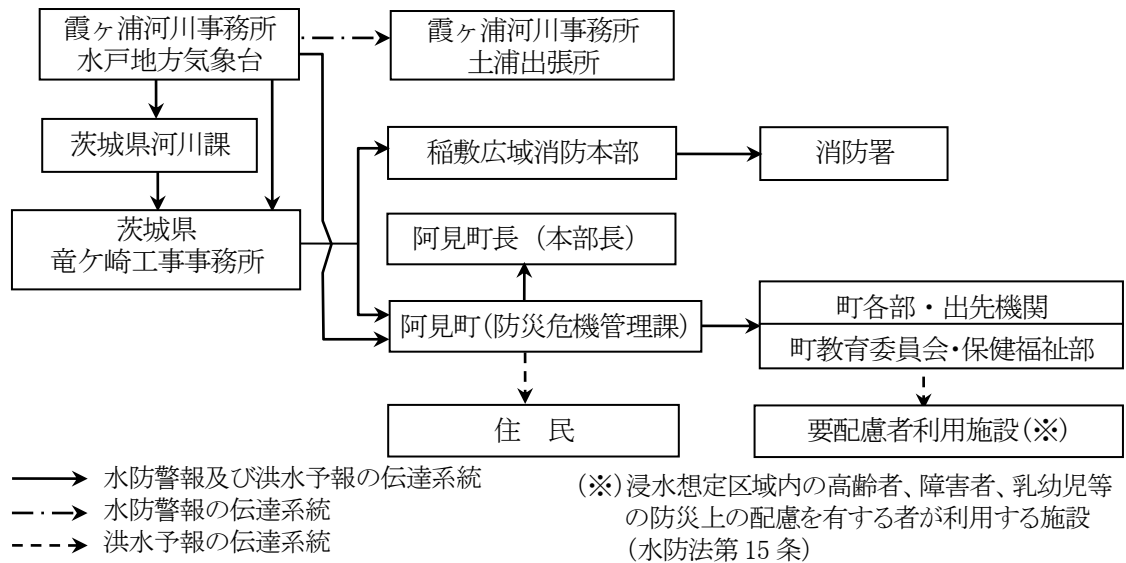
気象警報・注意報の伝達系統図

(3) 洪水予報・水防警報

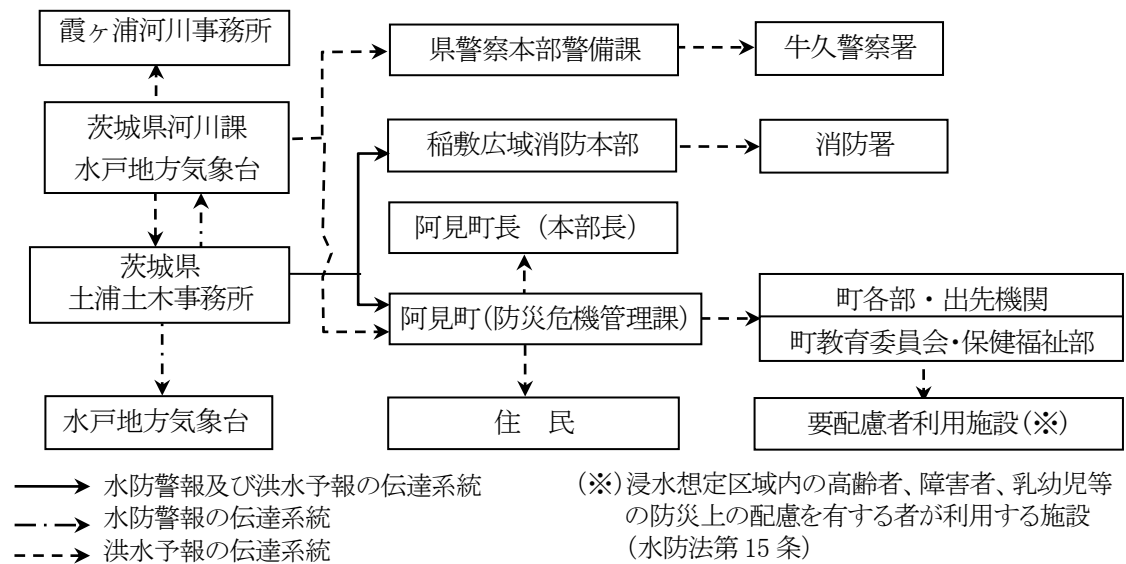
町は、霞ヶ浦、桜川の水防警報が発表された場合、その旨を町長（本部長）に伝達し、町長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

また、霞ヶ浦、桜川の洪水予報が発表された場合、その旨を浸水想定区域内の住民や要配慮者利用施設の管理者等に連絡する。

第3節 気象情報等の収集・伝達



霞ヶ浦水防警報・洪水予報の伝達系統図



桜川水防警報・洪水予報の伝達系統図

第3 通報等の伝達

実施担当	本部班、牛久警察署
------	-----------

災害発生のおそれがある異常現象、前兆現象を発見した者は、直ちにその旨を町長、警察官に通報する。また、住民等ははこの通報の迅速な伝達に協力しなければならない。

また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、町長は水戸地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。（災害対策基本法第54条）

第4節 災害情報の収集・伝達

災害の警戒段階から速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握する体制を確立する。

第1 被害情報の収集・調査・報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章・第2節・第2「2. 被害情報の収集・調査・報告」（地震-56）に準ずる。
ただし、各地区の被害状況調査は、主に以下の事項を対象とする。

＜風水害の発生直後に把握すべき主な事項＞

- (1) 浸水（地区名、深さ、ながれの方向等）
- (2) 建物の被害（倒壊、全壊、流失等の発生箇所）
- (3) 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- (4) 避難状況
- (5) 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- (6) 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- (7) 雪害（積雪による倒壊物等の発生箇所）
- (8) 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- (9) 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・浸水・積雪等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- (10) ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- (11) 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- (12) 重要施設（庁舎、消防署、指定避難所等）、危険物施設等の被害
- (13) その他重大な被害

第2 情報のとりまとめ

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章・第2節・第2「3. 情報のとりまとめ」（地震-58）に準ずる。

第3 茨城県等への報告

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部
------	--------------

(1) 報告対象

本部班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、災害情報共有システムを利用し、また、「火災・災害等即報要領（[令和7年12月22日付消防応第78号](#)）」に基づき、

第4節 災害情報の収集・伝達

県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

＜県に報告すべき事態＞

- 1) 町災害対策本部を設置したとき
- 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- 3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- 4) 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき
- 5) 災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下したとき
- 6) 119番通報が殺到しているとき
- 7) 風水害により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告先

地震災害編・第2章・第2節・第2・4「(2) 報告先等」(地震-58)に準ずる。

なお、「火災・災害等即報要領 ([令和7年12月22日付消防応第78号](#))」に基づく直接即報基準の該当事案(風水害により死者又は行方不明者が生じたとき)は、直ちに県及び国(消防庁)に報告する。

第4 被災者台帳の作成

実施担当	町民班
------	-----

地震災害編・第2章・第2節・第2「5. 被災者台帳の作成」(地震-59)に準ずる。

第5節 通信体制の確立

応急対策に必要な災害情報を、迅速かつ的確に伝達、共有するため、通信体制を確保する。

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章・第2節「第1 情報連絡体制の確保」（地震-53）に準ずる。

第6節 災害時の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報を速やかに公表、伝達する必要がある。このため、報道機関と連携を密にし、避難行動要支援者等へ配慮した広報に努める。

第1 広報体制の確立

実施担当	本部班、消防団、阿見町社会福祉協議会、阿見町国際交流協会
------	------------------------------

1. 広報内容

(1) 増水期（霞ヶ浦等の水位が上昇している時期）

- 1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- 2) 台風・気象情報
- 3) 河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- 4) 警報
- 5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- 6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- 7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- 8) 公共交通機関の運行状況
- 9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- 10) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）、警戒レベル2～4相当情報

(2) 氾濫期（霞ヶ浦等が氾濫している時期）

- 1) 避難情報（緊急安全確保とその理由、避難所等）、警戒レベル5相当情報

(3) 応急期（霞ヶ浦等の氾濫が収まってきた時期）

- 1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- 2) 医療機関の状況
- 3) 感染症対策活動の実施状況
- 4) 食料、生活必需品の供給予定
- 5) 災害相談窓口の設置状況
- 6) その他住民や事業所のとるべき措置

2. 実施方法

地震災害編・第2章・第2節・第3・1「(2) 実施方法」(地震-61)に準ずる。

第2 報道機関への対応

実施担当	本部班、情報班
------	---------

地震災害編・第2章・第2節・第3「2. 報道機関への対応」（地震-62）に準ずる。

第7節 救助・救急活動

浸水、建物倒壊及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

第1 救助・救急活動

実施担当	稲敷広域消防本部、消防団、自主防災組織
------	---------------------

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-76)に準ずる。

第2 消防応援

実施担当	稲敷広域消防本部、消防団、自主防災組織
------	---------------------

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-76)に準ずる。

第8節 水防活動

実施担当	物資対策班、土木班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、土地改良区
------	--

1. 水防体制

霞ヶ浦河川事務所が霞ヶ浦の水防警報を発表した場合、町民生活部長は速やかに町長（本部長）に伝達し、町長の水防活動の指示を消防団に伝達する。

水防信号

信号	警鐘信号	サイレン信号	事 項
第1 信号	○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの
第2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4 信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの

- 備考1 信号は適宜の時間継続するものとする。
 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2. 水防活動

(1) 巡視

稲敷広域消防本部は、消防団と連携して、河川、水路等の巡視を行い、随時本部に報告する。
 なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに報告する。
 浸水箇所は、状況に応じて、消防ポンプ車による排水活動を行う。

(2) 施設の点検・操作

河川・水門・ため池等の管理者は、所管施設の点検、操作等を適切に行う。

3. 決壊時の処置

(1) 通報

町長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を国、県及びはん濫が予想される方向の隣接市町村長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずる事態が予想される場合、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

第9節 災害警備

実施担当	牛久警察署
------	-------

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序を維持する。

第 10 節 交通対策

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路等の確保を行う。また、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

第 1 交通規制

実施担当	土木班、稲敷広域消防本部、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊
------	---------------------------------

1. 被災情報及び道路・交通情報の収集

- (1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域における道路の巡視、点検を行い、積雪や被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、町本部に報告する。

- (2) 警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2. 交通の安全確保

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第 46 条）、異常気象時における道路通行規制要綱等に基づく通行規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、又は危険になると認められる場合に、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 道路交通法に基づく交通規制

公安委員会、警察署長及び警察官は、道路における危険防止、交通の安全確保、交通の混雑防止のため、必要に応じて交通規制を行う。

(3) 災害対策基本法（第 76 条第 1 項）に基づく交通規制

公安委員会が災害対策基本法の規定に基づく交通規制を行う場合は、次の措置を講じる。

1) 周知

道路管理者と警察署は連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期のみ）などを住民等に周知する。

2) 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の 3）

警察官は、通行禁止区域内で、災害応急対策に著しい支障を生じる車両等がある場合、その所有者等に対して、移動等の必要な措置を命じるか、自ら移動を行う。

警察官がその場にはいない場合、自衛官又は消防職員はこの職務を行い、この場合、自衛官又は消防吏員（消防職員のうち階級を有する者）は、その旨を警察署長に通知する。

第10節 交通対策

3) う回路対策

幹線道路等の通行規制を実施する場合は、道路管理者と警察署は連携して、う回路を設定し、う回誘導のための要員や看板等を配置する。

4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

警察署は、通行禁止区域の通行車両を確認し、指定行政機関、指定地方行政機関、町、指定公共機関及び指定地方公共機関等の緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

(4) 災害対策基本法（第76条の6）に基づく車両の移動等

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し、記録した情報の提供を行うものとする。

第2 道路の応急対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

1. 被害状況の把握

各道路管理者及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、相互に情報を交換する。また、県、国等の道路管理者から道路の被災状況、通行可能な道路の情報を収集する。

2. 道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業組合等の協力を得て、通行障害物の啓開、除雪等を行う。

なお、県建設業協会竜ヶ崎支部では、町、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

3. 道路の応急措置

道路管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。
- (2) 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

4. 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

道路管理者は建設業界と連携、協力し、災害時における障害物等の除去、除雪、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第11節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示等を行い、また安全に誘導して被害の防止、軽減を図る。

第1 避難指示等

実施担当	本部班、牛久警察署、県、自衛隊
------	-----------------

地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」（地震-67）に準ずる。

なお、河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域についてははん濫警戒情報等を指標とし、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報等を指標とし、それぞれ避難指示等を判断する。

また、判断にあたっては、これらの情報のほか、上流域の雨量、气象台や河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等も参考とし、総合的かつ迅速に行う。

その他、発令の際は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、警戒レベル、とるべき行動を指示することができる（災害対策基本法第60条）。

警戒レベル・避難情報・居住者等の行動

〔警戒レベル〕 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
〔レベル3〕 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
〔レベル4〕 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
〔レベル5〕 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

（注）避難行動は、次の3種類に分類される。

- （1）立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動す

第 1 1 節 避難対策

ることであり、避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。ただし、屋内安全確保を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- 1) 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫区域に存していないこと。
- 2) 自宅・施設等に浸水しない居室があること。
- 3) 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

(3) 緊急安全確保：立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難することができなかったこと等により、災害が発生・切迫し、安全に立退き避難をできない状況に至ってしまった場合に、その時点での場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等を行うことである。ただし、この行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

避難指示等の判断の目安

対象災害	河川氾濫	土砂災害
避難対象地区	洪水浸水想定区域（霞ヶ浦、桜川）	土砂災害警戒区域
【レベル 3】 高齢者等 避難	○ <u>レベル 3 氾濫警報</u>が発表されたとき。 ○ 水害リスクライン※¹が「避難判断水位の超過に相当」となったとき。 ○ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。	○ <u>レベル 3 土砂災害警報</u> が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき。
	○ 高齢者等避難を要する強い降雨を伴う台風が夜間から早朝に接近、通過することが予想されるとき。 ※ ²	
【レベル 4】 避難指示	○ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u>が発表されたとき ○ 水害リスクライン※¹が「氾濫危険水位の超過に相当」となったとき ○ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき	○ <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u>が発表されたとき。 ○ 土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき ○ 町内で土砂災害の前兆現象が発見されたとき
	○ 避難指示を要する強い降雨を伴う台風で次の状態が予想されるとき。 ・ 夜間から早朝に接近、通過 ・ 立退き避難が困難となる暴風を伴って接近、通過	
【レベル 5】 緊急安全 確保	○ 水位が堤防高に達したとき。 ○ 水害リスクライン※¹が「氾濫している可能性」となったとき。 ○ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等が発生して決壊のおそれが高まったとき。 ○ 樋門等の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき。 ○ <u>レベル 5 氾濫特別警報</u>が発表されたとき。	○ <u>レベル 5 土砂災害特別警報</u>が発表されたとき。 ○ 町内で土砂災害が確認されたとき。

第 1 1 節 避難対策

備 考	※1 霞ヶ浦に限る。	※2 <u>レベル2</u> 大雨注意報が発表され、夜間から早朝に <u>レベル3 土砂災害警報</u> へ切り替える可能性が高い旨の言及がある場合等
-----	------------	---

第 2 警戒区域の設定

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、県、牛久警察署、自衛隊
------	------------------------------

地震災害編・第2章・第4節・第1「2. 警戒区域の設定」（地震-68）に準ずる。

第 3 避難の誘導

実施担当	本部班、福祉班、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、学校・病院等
------	-------------------------------------

地震災害編・第2章・第4節・第1「3. 避難の誘導等」（地震-69）に準ずる。

第 4 避難所の開設

実施担当	福祉班、避難班、建築班、避難所施設の管理者
------	-----------------------

地震災害編・第2章・第5節・第2「1. 避難所の開設」（地震-86）に準ずる。

第 5 避難所の運営

実施担当	避難班、総務・受援班、行政区、自主防災組織
------	-----------------------

地震災害編・第2章・第5節・第2「2. 避難所の運営」（地震-87）に準ずる。

第 6 在宅避難者等への対応

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第5節・第2「3. 在宅避難者等への対応」（地震-89）に準ずる。

第 7 避難所の閉鎖

実施担当	避難班
------	-----

地震災害編・第2章・第5節・第2「4. 避難所の閉鎖」（地震-90）に準ずる。

第 12 節 食料の供給

災害により食料の確保が困難になった被災者等に、食料の応急供給を迅速に行う。

実施担当	物資対策班、避難班
------	-----------

地震災害編・第 2 章・第 5 節・第 5 「2. 食料の供給」(地震-94) に準ずる。

第 13 節 生活必需品の供給

災害により生活必需品の確保が困難になった被災者等に、生活必需品の応急供給を迅速に行う。

実施担当	物資対策班、避難班
------	-----------

地震災害編・第 2 章・第 5 節・第 5 「3. 生活必需品の供給」(地震-95) に準ずる。

第 14 節 応急給水

災害により飲料水等の確保が困難になった被災者等に、給水活動を迅速に行う。

実施担当	水道班、情報班、本部班、物資対策班
------	-------------------

地震災害編・第 2 章・第 5 節・第 5 「1. 応急給水」(地震-93) に準ずる。

第 15 節 要配慮者の安全確保対策

避難行動要支援者は自力で避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難なこと等により、危険な状態、不安な状態に置かれやすい。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、相談対応等、あらゆる段階で各避難行動要支援者の実情に応じて、安全を確保するとともに、必要な救助を行う必要がある。

実施担当	町民班、福祉班、水道班、消防団、阿見町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、東部ガス(株)、稲敷医師会、県国際交流協会、阿見町国際交流協会、社会福祉施設の管理者、行政区、自主防災組織
------	---

地震災害編・第2章・第5節「第6 要配慮者の安全確保対策」(地震-97)に準ずる。

なお、大雪発生時には、状況に応じて阿見町避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別計画や名簿を活用して在宅の高齢者、障害者等の安否確認を行う。

第16節 建築物等の応急対策

宅地の崩壊等の二次災害が発生しないよう、斜面宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

また、住家が滅失した被災者を保護するため、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行う。

第1 被災宅地の応急危険度判定

実施担当	建築班
------	-----

地震災害編・第2章・第7節・第1「1. 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定」(地震-107)に準ずる。

第2 住宅の応急修理

実施担当	建築班、県
------	-------

地震災害編・第2章・第7節・第1「2. 住宅の応急修理」(地震-107)に準ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

実施担当	建築班、県
------	-------

地震災害編・第2章・第7節・第1「3. 応急仮設住宅の建設」(地震-107)に準ずる。

第17節 応急医療

災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行う。

実施担当	医療対策班、稲敷広域消防本部、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」(地震-79)に準ずる。

第18節 防疫

災害による大量の廃棄物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、防疫活動を積極的に図っていく。

実施担当	防犯・環境班、医療対策班、竜ヶ崎保健所
------	---------------------

地震災害編・第2章・第7節・第4「3. 防疫」(地震-116)に準ずる。

第19節 清掃対策

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理を積極的に図っていく。

第1 ごみ処理

実施担当	廃棄班
------	-----

地震災害編・第2章・第7節・第4「1. ごみ処理」(地震-114)に準ずる。

なお、排出量の推定については、阿見町災害廃棄物処理計画（令和2年4月改訂）を参考とする。

第2 し尿処理

実施担当	廃棄班、水道班、龍ヶ崎地方衛生組合
------	-------------------

地震災害編・第2章・第7節・第4「2. し尿処理」(地震-115)に準ずる。

第20節 行方不明者の捜索・遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体の識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

実施担当	町民班、牛久警察署、県、稲敷医師会、牛久市・阿見町斎場組合
------	-------------------------------

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」（地震-118）に準ずる。

第21節 障害物の除去

災害による大量の障害物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、通信や交通の輻輳等を考慮して、大量の障害物の収集・処理活動を迅速に行う。

実施担当	建築班、土木班、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--------------------------------------

地震災害編・第2章・第7節の第1「4. 住居障害物の除去」（地震-108）、第2・1「(2) 道路障害物の除去」（地震-109）及び第2・2・(1)「3 流下障害物の除去」（地震-110）に準ずる。

第22節 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

実施担当	総務・受援班、避難班、県、阿見町漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)、日本通運株式会社、関東鉄道株式会社
------	---

地震災害編・第2章・第4節・第2「3. 緊急輸送手段の確保」（地震-73）に準ずる。

第23節 環境保全・動物対策

災害による有害物質の発生、放浪動物等の発生は、住民の生活に著しい危険をもたらすことが予想される。このため、環境保全や動物の保護等を積極的に図っていく。

第1 環境保全対策

実施担当	防犯・環境班、県
------	----------

地震災害編・第2章・第7節・第4「4. 環境保全対策」（地震-117）に準ずる。

第2 動物対策

実施担当	防犯・環境班、県
------	----------

地震災害編・第2章・第7節・第4「5. 動物対策」（地震-117）に準ずる。

第24節 応急教育・応急保育

災害のため、学校教育の実施が困難となった場合は、県及び町の教育委員会並びに私立学校設置者が緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していく。

第1 児童生徒等の安全確保

実施担当	避難班、福祉班、学校長
------	-------------

1. 情報等の収集・伝達

- (1) 避難班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達は、混乱の防止に配慮する。
- (3) 学校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町本部に報告する。
- (4) 福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

2. 避難対策等

学校長等は、在校時間中に災害が発生、又は発生するおそれがあり、児童生徒等が避難指示等の対象となる場合は、安全な場所に避難させる。

避難等の必要がない場合は下校措置をとるが、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。一方、下校途中や自宅において災害の危険がある児童生徒等は一時的に保護し、保護者に連絡する。

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

第2 応急教育

実施担当	避難班、各学校
------	---------

地震災害編・第2章・第5節・第7「2. 応急教育」(地震-101)に準ずる。

第3 応急保育

実施担当	福祉班
------	-----

地震災害編・第2章・第5節・第7「3. 応急保育」(地震-102)に準ずる。

第25節 自衛隊の派遣要請・受入

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

実施担当	本部班、総務・受援班、自衛隊
------	----------------

地震災害編・第2章・第3節「第1 自衛隊の災害派遣要請・受入」(地震-63)に準ずる。

第26節 防災関係機関等への応援要請・受入れ

町は、自力による応急対策等が困難な場合、相互応援協定に基づき、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制を確保する。

実施担当	本部班、総務・受援班
------	------------

地震災害編・第2章・第3節「第2 防災関係機関等への応援要請・受入」(地震-65)に準ずる。

第27節 農地・農業応急対策

災害による農業施設や農作物の被害や二次災害を軽減するため、関係者が協力して応急対策を行う。

第1 農地

実施担当	物資対策班、土地改良区
------	-------------

1. 応急工事

農地が湛水し、農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

2. 農業用施設

(1) 堤防

湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

(2) 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

3. 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

4. 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業

実施担当	物資対策班、県南家畜保健衛生所、水郷つくば農業協同組合
------	-----------------------------

1. 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2. 家畜の応急措置

- 1) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- 2) 必要に応じ発病、まん延が予想される家畜伝染病の予防措置を実施すること

第28節 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、通信施設等のライフラインは、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、被災者の生活確保などの応急対策において重要な役割を果たすものである。これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ迅速かつ円滑な対応を図る。

第1 上水道施設の応急復旧

実施担当	水道班
------	-----

1. 応急復旧方針

町は、被害状況を迅速に把握し、基幹施設を優先して応急復旧を行う。
また、医療施設、避難場所、福祉施設等への復旧を優先する。

2. 作業体制の確保

町は、応急復旧方針に応じた作業体制を速やかに確立する。
また、町のみでは作業体制、資機材等の確保が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

3. 水道水の衛生保持

町は、上水道施設が破損したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

4. 住民への広報

町は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第2 下水道施設の応急復旧

実施担当	水道班
------	-----

1. 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2. 応急復旧作業の実施

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

第28節 ライフライン施設の応急復旧

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

3. 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3 電力施設の応急復旧

実施担当	本部班、東京電力パワーグリッド(株)
------	--------------------

1. 町の措置

本部班は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報交換等

町は電力事業者と連携し、町内の電力施設の被害や停電の状況、また、それらの原因や復旧に影響する倒木や道路被害の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧の状況と見込み等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

(2) 優先復旧等

- 1) 人命確保や応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める重要施設については、電力事業者に対し、当該施設等の優先復旧や電源車の派遣を要請する。
- 2) 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し、特に必要があると認めるときは、電力事業者に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。
- 3) 電力復旧に必要な道路の復旧及び道路障害物の除去を一体的に進めるよう、道路管理者との調整に協力する。

2. 電力事業者の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第4 電話施設の応急復旧

実施担当	本部班、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
------	---

1. 町の措置

本部班は、次の措置を講じる。

第28節 ライフライン施設の応急復旧

(1) 被害状況等の情報交換等

町は、電信電話事業者と連携し、町内の電信電話施設の被害や不通の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

(2) 優先復旧等

応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電信電話事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。

2. 電信電話事業者の措置

NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)等の電信電話事業者は、防災業務計画に基づき、電信電話施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第29節 災害ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。このため、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大を防止する。

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会
------	----------------

地震災害編・第2章・第5節「第3 災害ボランティア活動の支援」（地震-91）に準ずる。

第30節 被災者ニーズの把握・災害相談対応

災害時に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

実施担当	避難班、福祉班、町民班、各班、民生委員・児童委員
------	--------------------------

地震災害編・第2章・第5節「第4 被災者ニーズの把握・災害相談対応」（地震-92）に準ずる。

第31節 災害救助法関連業務

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

実施担当	各班、稲敷広域消防本部
------	-------------

地震災害編・第2章「第6節 災害救助法関連業務」（地震-105）

【風水害編】

第3章 災害予防計画

地震災害編「第3章 災害復旧・復興計画」（地震-120～132）に準ずる。

【風水害編】

第4章 火山噴火降灰対策計画

第1節 災害予防

茨城県において活火山は存在しないが、富士山が噴火した場合、町内のほぼ全域に降灰の可能性が示されていることから、将来の大規模噴火に備えた広域降灰対策は重要である。そこで、大規模な降灰が発生した場合の被害の軽減を図るため、次の対策を講じるものとする。

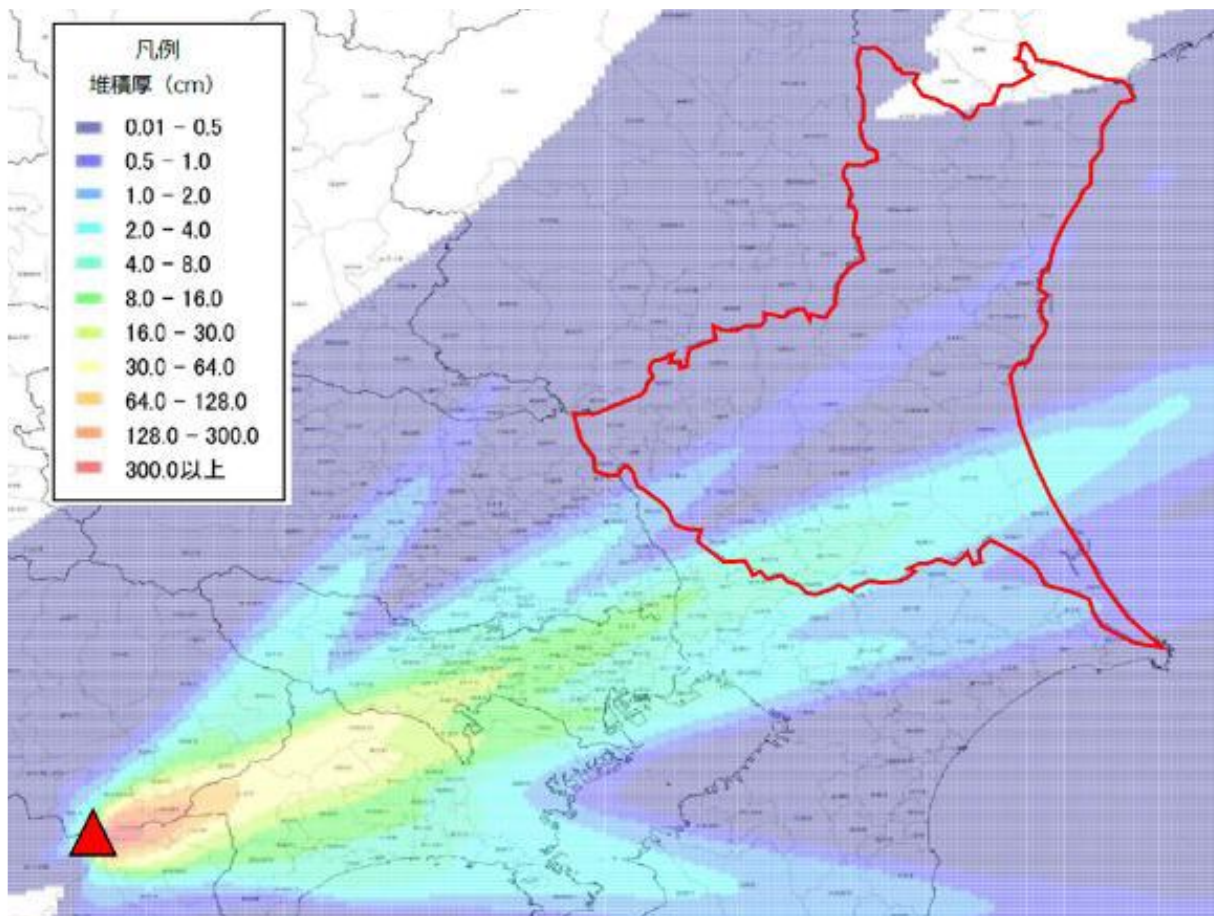
第1 火山噴火降灰による被害想定

1. 富士山噴火の降灰予測

(1) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）

中央防災会議「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告「大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」によれば、宝永噴火に近いケースで西南西風卓越の場合、本県では県南地域で最大 4～8cm、鹿行地域で 2～4cm、県西地域で 1～2cm、県央地域で 0.5～1cm、県北地域で 0.5cm 程度の降灰が想定されており、茨城県のほぼ全域で降灰の可能性がある。

町は県南地域に位置しており、降灰による交通機関への影響、ライフライン機能の低下、農作物への被害、健康への影響など、住民生活及び社会経済活動に広範な影響が生じるおそれがあることから、平常時から必要な備えを推進するものとする。



大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）における
降灰シミュレーション（ケース2：西南西風卓越）抜粋

第1節 災害予防

(2) その他の火山における降灰について

富士山のほか、近隣都県にある浅間山や草津白根山などの噴火によっても県内に降灰の可能性
がある。

2. 降灰により想定される影響

降灰により想定される影響は以下の通りである。

鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止。大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。
道路	乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。
航空	降灰が 0.4 mm 以上になると滑走路等の除灰が検討され、2 mm 以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。
物資	人口の多い地域では、少量の降灰でも、買い占め等による食料及び飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送や店舗の営業困難等により生活物資が入手困難となる。
電力	降雨時 3 mm 以上の降灰で碍子の絶縁低下による停電が発生。数 cm 以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。
通信	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が発生。降雨時に、火山灰が基地局等の通信アンテナに付着すると、通信を阻害。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生。
上水道	原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生。
下水道	降雨時、下水管理（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
建物	降雨時 30cm 以上の降灰量で木造家屋に火山灰の重みにより倒壊するものが発生。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊するものが発生。5cm 以上の降灰量で、空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が憎悪する等の影響を受ける可能性が高い。

（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）より抜粋）

第1節 災害予防

3. 降灰による被害様相と広域降灰対策の基本的な考え方

降灰による被害様相と広域降灰対策の基本的な考え方は以下の通りである。
町においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。

○ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方

防炎対策検討のための区分 事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1
被害の様相 降灰量等	降灰量 30cm 以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量 3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量 3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性 (降雨時)	体育館等の大スパンの大型建物は 損壊の可能性		＝
輸送・移動、 物資・ライフ ライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大(長期化)		道路通行・物資供給困難 ※1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の※2 基本的な行動	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ生活可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
	噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	＝	＝	＝
	通院による人工透析や介護サービスが必要な人等※3	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段及び物資供給	要救助者等がいる場合、避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を最優先に確保	ライフラインの復旧・維持を最優先に確保	降灰等の準備・影響のある分野は除灰開始
ライフライン分野の対応	(域外に避難した地域は、優先順位低)	障害が長期化・影響が大きい状況から、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後はライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧及びライフラインの維持に取り組む

※1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

※2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。

※3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定(例:通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等)。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

(首都圏における広域降灰対策ガイドライン(R7.3)より抜粋)

第2 火山に関する情報等

1. 火山に関する情報について

火山に関する情報について主なものを以下の通り示す。

(1) 噴火警報・予報

1) 噴火警報

噴火を伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する情報

噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表される。

2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、5段階に区分して発表する情報

3) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する情報

○噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

第1節 災害予防

○噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域及び それより火口側の 範囲における 嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態と 予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	火口から居住地近 くまでの広い範囲 の火口周辺におけ る警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口から少し離れ た所までの火口周 辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に いった場合には生命に危険が及ぶ) 噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であること に留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等がみられる(この範囲に いった場合には生命に危険が及ぶ)。

(気象庁 HP より引用)

○茨城県近隣活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山、日光白根山 等
噴火警戒レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山 等

(2) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を示す情報であり、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表する。

(3) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報。

(4) 降灰予報

降灰予報について、気象庁は以下の3種類の降灰予報を提供する。

1) 降灰予報 (定時)

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的 (3時間毎) に発表

2) 降灰予報 (速報)

噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果から適切なものを抽出して、噴火

第1節 災害予防

後5～10分程度で発表

3) 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表

第3 防災知識の普及等

実施担当	本部班、防災関係機関
------	------------

1. 取組指針

町（本部班）及び防災関係機関は、住民に対し火山現象や前兆現象、その危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準について周知、啓発を図るものとする。

2. 住民等による平時からの備え

気象庁が発表する火山の噴火警報の理解を進めるとともに、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備を進める。

第2節 災害応急対策

大規模な降灰が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1 降灰対策における留意すべき事項等

実施担当 各班、防災関係機関

1. 住民の安全確保

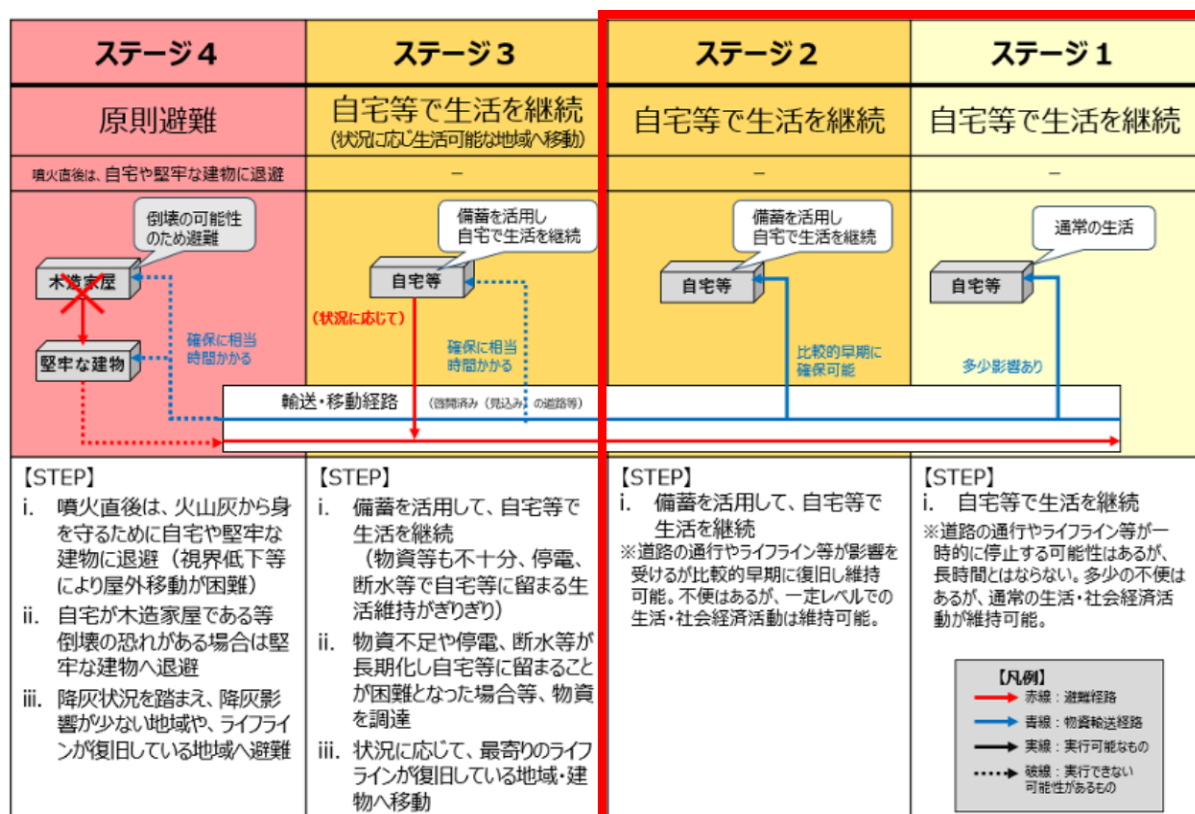
(1) 被害の様相ごとの対応手順

住民は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とする。

住民は、降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みも加味して行動を判断する。特に、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、降灰量がより少ない段階から、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

○被害の様相に応じた対応手順の概要

町においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。



(首都圏における広域降灰対策ガイドライン (R7.3) より抜粋)

第2節 災害応急対策

(2) 広域降灰を想定した平時からの準備

住民は、降灰がもたらす影響を知り、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」等を踏まえ、自らの生活継続や健康維持に関するリスクを事前に把握する必要がある。

住民は、平時から降灰時に備えて備蓄を行うことが重要である。備蓄品については、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策用品も確保することが望ましい。また、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、物資・燃料等を多めに備蓄しておくことが望ましい。

(3) 移動困難時の対策

町は、広域降灰による交通機関の停止に伴う移動困難者の対応に備え、平時から、一時滞在施設の確保等について検討する。また、事業者（企業等）に対し、従業者等を一定期間事業所内にとどめておくことを想定した物資の備蓄等を行うよう働きかける。

2. 広域降灰の予測・状況把握

(1) 広域降灰の予測に関する情報

国（気象庁）等から広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報が提供された場合には、とるべき行動等について周知する。

(2) 降灰状況の把握

町（本部班）は、防災対応を行うため、降灰の状況を把握する必要がある。

3. 情報の発信・周知啓発

(1) 各機関からの呼びかけ等の情報発信

町（本部班）は、国と連携して、広域降灰の可能性が高まった際に適切な情報発信を行う。

(2) 降灰対策に関する平時からの住民等への周知啓発

町（本部班）は、住民に対して、平時から火山灰から身を守るための対策、降灰対策に必要な備蓄等についての周知啓発を行う。

4. 輸送・移動手段

町において、優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。

また、平時から関係機関との調整を進めるとともに、人員・資機材の確保、対応訓練の実施について検討する。

5. 物資供給

(1) 物資供給の考え方

町（物資建設部）は道路啓開等による輸送体制の復旧・確保が行われ次第、必要な物資が届けられるよう、関係機関と連携し、対策を実施する。

(2) 物資拠点の考え方

町（物資対策班）は、降灰時の物資供給において、他災害の時と同様の対応を基本に、関係者と連携し、物資輸送を進める。

6. ライフライン

(1) 対応の考え方

各ライフライン事業者は、住民が自宅等で生活を継続するため、各ライフラインに応じた必要

第2節 災害応急対策

な措置を行い、迅速な復旧に努める。

(2) 平時からの対応

各ライフライン事業者は、施設保護・点検等、ライフラインの影響を最小限にとどめられるよう、平時からの対策を推進する。また、町は平時から各ライフライン事業者と連携を強化し、連絡手段や被害状況の収集方法等を確認しておく。

7. 火山灰の処理

降灰時には、火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者等がそれぞれ処分を行う。火山灰の処理には期間を要することから、まずは道路や鉄道等の降灰域内での生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰をする必要がある。

また、施設管理者等、国、県、町の関係部局が連携して、火山灰の収集や処分が行えるよう、あらかじめ役割分担などを検討しておくことが必要である。